

< 全体構想編 >

第1章 都市づくりの理念と目標



1 - 1 都市づくりの基本理念

本市は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾などを中心に風光明媚な環境が広がっているほか、独特の雰囲気をもつ漁業などの“なりわい環境”や、伊勢参宮にまつわる歴史・文化的資源が存在するなど、人々に癒しや感動を与える自然、歴史・文化に恵まれています。

このように誇るべき魅力をたくさん抱える本市においては、それらを積極的に守り、活かすことが第一に重要であり、こうした取り組みを通じて、志摩に住む人が誇りを持って安全・快適に暮らせ、訪れる人も楽しい時間を過ごし、何度も訪れたいと思えるような、魅力的な都市空間へと磨き上げていくことが重要といえます。

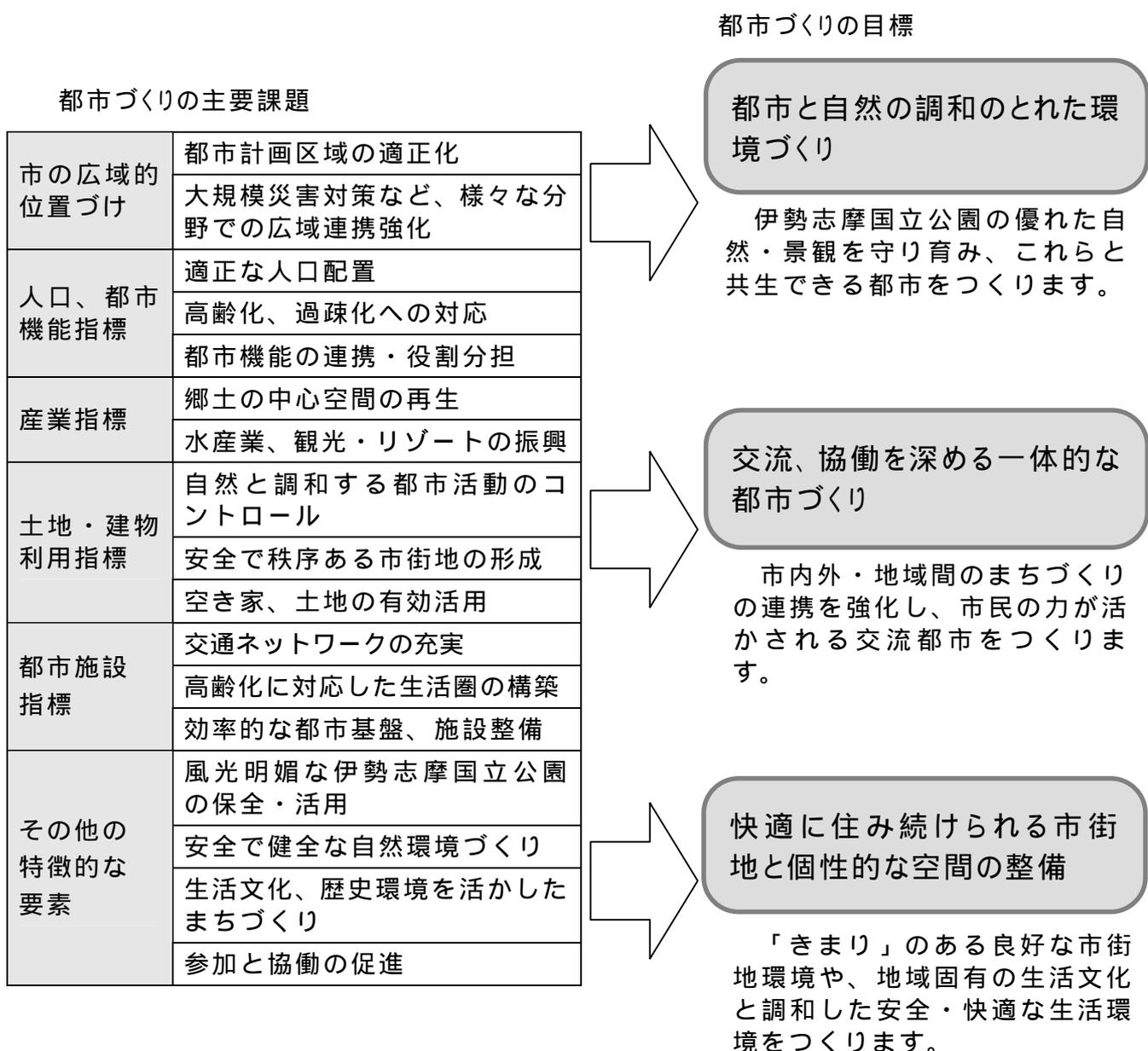
以上の考え方のもと、志摩市総合計画では、「住んでよし、訪れてよしの志摩市」をまちづくりの基本理念として掲げており、志摩市都市計画マスタープランにおいても、これを踏襲し、その実現に向けて都市計画を推進していきます。

《都市づくりの基本理念》

「住んでよし、訪れてよしの志摩市」

1 - 2 都市づくりの目標

基本理念を達成するため、「導入編」による主要課題や、関連計画である「三重県都市マスタープラン」の方針を踏まえて、都市づくりの目標を以下のように設定します。



都市と自然の調和のとれた環境づくり

海・山・川の自然
保全と再生

本市の大きな魅力である自然を保全するため、将来に向けて守るべき緑を明確化するとともに、他法令の土地利用規制の厳格な運用や、これらと整合・連携した都市計画法による土地利用規制の充実など、土地利用施策を進めます。

また、英虞湾や的矢湾を中心とした水の環境についても、地域特性に応じた生活排水対策などにより、健全な姿で後世に継承します。

自然と調和する
街なみ、暮らしづ
くり

市全域が国立公園に含まれる特性から、今後は、散発的な開発の抑制や、積極的な民有地緑化など、風致景観の維持およびこれとの調和を重視した街なみづくりを進めます。

また、豊かな自然を背景とした別荘地や農山漁村集落については、過疎化の問題や、市内外の人々の多様な居住志向に対応した活用・整備を進めるほか、ハード・ソフト施策が一体化した自然災害対策により、安全な暮らしを確保します。

恵まれた自然など
を活かした観光・
交流

県内随一を誇る観光・リゾート圏域の一翼として、「癒し・やすらぎ」を大切に観光地づくりを進めます。特に、英虞湾・的矢湾周辺において、既存施設の有効活用を原則に、集客・交流の拠点機能を強化します。

また、市全体として、“なりわい環境”を活かした交流空間整備や、水産資源・食文化を活かした観光振興など、地域の自然・歴史に根ざした観光資源の発掘・育成を図ります。



(都市づくりの目標)

交流、協働を深める一体的な都市づくり

伊勢志摩圏域・市内の交通ネットワーク形成 伊勢志摩圏域全体の交流・連携を考慮したなかで、伊勢志摩連絡道路をはじめとする国・県道や、鉄道など、都市間の連絡を担う交通動線の充実を進めます。

また、市民の日常生活や市内観光の利便性を高めるため、バス交通・海上交通などとあわせて、英虞湾を中心とした環状交通ネットワークを強化するなど、市内の道路・交通網の充実に努めます。

一体的なまちづくりの推進 合併都市としての特性や、大規模災害対策などの広域課題を考慮したなかで、広域的な視点からの公共公益施設・都市基盤の効率的な配置および土地利用・景観誘導を進めます。

なお、市内には、合併以前からの3つの都市計画区域が存在しているため、新しいまちづくりの方向性などに応じて、その見直しを検討し、都市基盤の整備や土地利用の規制・誘導などにおいて一体的な取り組みを進めます。

みんなで取り組むまちづくりの推進 まちづくりの基本は、人を中心として進めていきます。

「住んでよし、訪れてよしの志摩市」づくりにあたっては、市民や観光事業者、NPO など、さまざまな主体が参加し、協働していけるよう、行政としては、市民の参画意識・機会づくりを行うとともに、市民自らが考え、実行するまちづくりの仕組みを整備していきます。



(都市づくりの目標)

快適に住み続けられる市街地と個性的な空間の整備

中心市街地の整備 住む人や訪れる人にとって、快適で利便性の高い都市づくりを進めるには、さまざまな需要を満たし、愛着と誇りのもてる「まちの顔」の存在が求められます。

このため、鵜方駅周辺を中心として、市の中心市街地、郷土の中心空間を位置づけ、望ましい空間が形成されるよう、都市計画法に基づく土地利用ルールの検討や、市街地として必要な都市施設などの整備を進めます。

なりわい環境などを活かした個性的な空間づくり 市内には、漁師町・港町としての“なりわい環境”が存在しており、今後の集落整備にあたっては、このような環境を守り、うまく活かす取り組みを広めていきます。

あわせて、どこか懐かしい雰囲気の商品まちづくりをはじめ、多くの人が親しみを感じ、住み続けたい、住んでみたいと思えるような、個性的・多様な生活空間づくりに努めます。

安全・安心の生活空間づくり 安全・安心の暮らしの実現に向け、“なりわい環境”の保全に留意しながら、木造住宅密集地の改善を進めます。

また、過疎化、高齢化が進行するなかで、これらがもたらす日常生活の不安に対応できるよう、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備や公共交通の充実を図ります。さらに、これらと連携しつつ、各地域で身近な生活拠点を育成するなど、市全体として、一極集中を図るのではなく、日常生活がいくつかの地域核によって営まれる都市づくりに努めます。



第2章 将来都市構造



2 - 1 都市構造の考え方

ここでは、今後、どんな都市機能を配置・誘導し、どんな施設配置や土地の使い方を旨すかという、基本的な方向性を「都市構造」として整理します。

都市構造を構成する要素

都市拠点：まちづくりの活動の中心的な場

都市軸：交流やネットワークを担う動線、線形

ゾーン：概ねの機能毎に区分した土地のまとまり

なお、構成要素の詳細（後述）と、都市づくりの目標との関連性については、以下のように表すことができます。

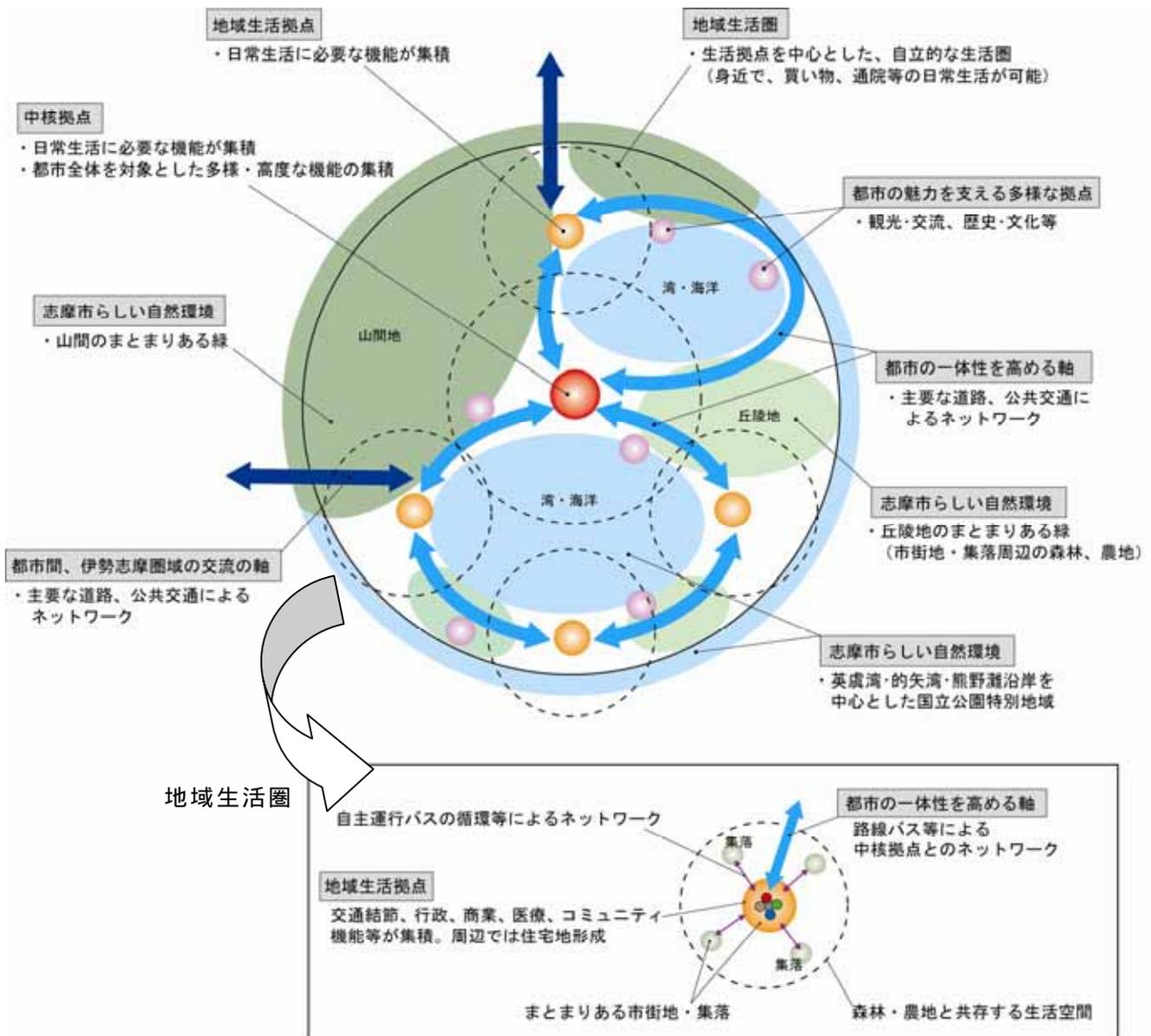
都市構造の構成要素		都市づくりの目標		
		都市と自然の調和のとれた環境づくり	交流、協働を深める一体的な都市づくり	快適に住み続けられる市街地と個性的な空間の整備
都市拠点	中核拠点			
	地域生活拠点			
	観光・交流拠点			
	歴史・文化拠点			
	地区まちづくり拠点			
都市軸	伊勢志摩広域連携軸			
	都市間連携軸			
	都市内環状連携軸			
	環境軸			
ゾーン	自然公園・環境保全ゾーン			
	森林・環境共生ゾーン			
	市街地・田園居住ゾーン			

：関連性が深いものは、そのなかでも特に密接な関連性を持つもの

〈目指す都市構造の
基本イメージ〉

市の中核を明確化しながらも、一極集中を図るのではなく、各地域の特性を大切にしながら、多様な地域核のある構造
中核拠点を基点とした、道路・公共交通ネットワークの形成などにより、多様な地域核が有機的に結ばれ、市全体として一体感のある構造

交通結節点（鉄道駅）などを中心とした都市機能の集約化や、公共交通の循環によって、自動車利用を抑え、身近で大半の用が足せるような生活圏が形成された構造
散発的な宅地開発の抑制、コンパクトな市街地形成によって、自然のまとまり・つながりに富んだ構造



2 - 2 都市構造の構成要素

《都市拠点》 まちづくりの活動の中心的な場
 多くの人が集い利用する場、来訪者をもてなす場、まちの歴史・文化を表す場を中心に、5つの拠点を設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p>中核拠点 ...広域的な圏域を持つ行政、商業、医療などのさまざまなサービスが提供され、市民や来訪者で賑わう「まちの顔」としての役割を担います。 ...さまざまな都市機能が周辺部に拡散することなく、まとまって集積するコンパクトな市街地形成を目指します。</p>	<p>鵜方地区の鵜方駅、本庁舎を中心とした地域</p>
<p>地域生活拠点 ...身近な生活需要に対応した、地域生活の中心地としての役割を担います。 ...バス交通、身近な商業などの日常生活に必要な機能や、漁港などの地域特有の機能が一体となり、それを中心に住宅がまとまって集積する市街地形成を目指します。</p>	<p>迫間・波切・和具・浜島地区の支所を中心とした地域</p>
<p>観光・交流拠点 ...県内外多くの人々の来訪を促し、もてなす場としての役割を担います。 ...英虞湾、的矢湾を中心とした地域は、既存観光・宿泊施設の機能強化と連携、海の自然・歴史を活かした観光資源の掘り起こしなどを進めるなかで、全国的な観光・リゾート地としての役割を担っていきます。</p>	<p>英虞湾・的矢湾周辺の拠点的な観光施設、宿泊施設 その他主要な園地 など</p>

<p>歴史・文化拠点 ... 志摩らしい歴史・文化の空間・景観を表し、地域住民の愛着や、市内観光の魅力を支える役割を担います。</p>	波切地区の街なみ 伊雑宮周辺 国府地区の街なみ など
<p>地区まちづくり拠点 ... 各地区の住民が主体となってまちづくり活動を行う場であり、個性的で効率的な都市づくりを支える役割を担います。</p>	具体的な場所を設定するのではなく、住民の意向により、適宜位置づけ

《都市軸》

交流やネットワークを担う動線、線形

市内外のさまざまな都市活動の場を結ぶ幹線道路や、都市環境の向上に資する緑道などを中心に、4つの軸を設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p>伊勢志摩広域連携軸 ... 伊勢志摩圏域の主要な都市・拠点を結びつけ、広域的な交流を促す役割を担います。 ... 周辺での都市機能配置など、本市のまちづくりの主軸としての役割も担います。</p>	伊勢志摩連絡道路 国道260号 近鉄志摩線 海上交通
<p>都市間連携軸 ... の機能を補完し、本市と周辺市町の交流を促す役割を担います。</p>	県道伊勢磯部線 県道南勢磯部線 県道鳥羽阿児線
<p>都市内環状連携軸 ... 中核拠点、地域生活拠点、観光・交流拠点など、さまざまな拠点を結びつけ、日常生活や観光・交流の利便性を高める役割を担います。</p>	の一部の路線 国道167号 県道浜島阿児線 県道磯部大王線 県道安乗港線 海上交通
<p>環境軸 ... 市民の身近な憩いの場として、また、自然や歴史をじっくりと巡ることのできる動線としての役割を担います。</p>	主要河川(前川・磯部川・野川・松山路川) 県道磯部大王自転車道線 近畿自然歩道 歴史街道(磯部道)

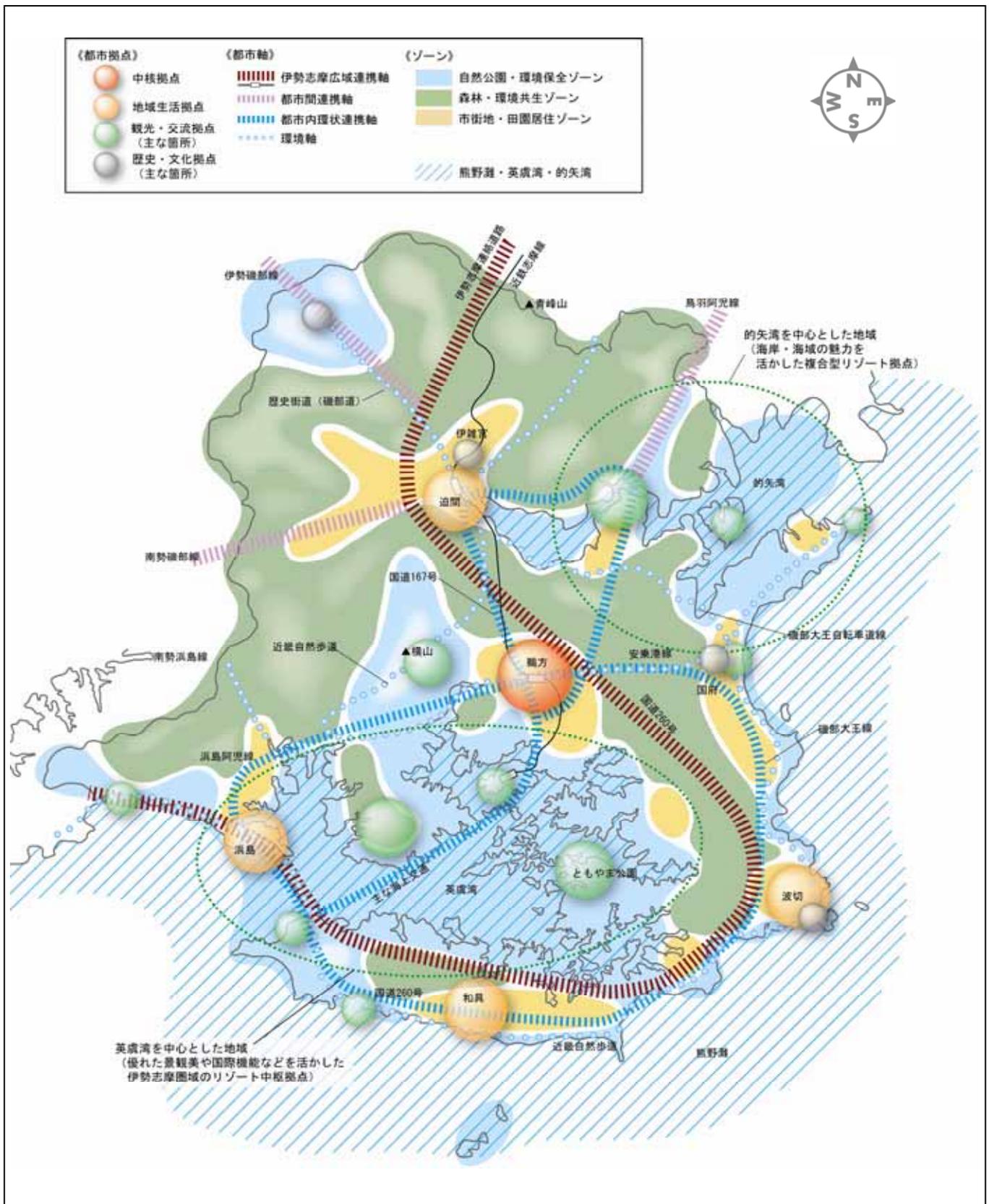
(ゾーン)

概ねの機能毎に区分した土地のまとめ

自然の保全およびこれとの調和を図る区域、都市的な利用を基本とする区域を中心に、3つのゾーンを設定します。

名称及び機能	配置イメージ
<p>自然公園・環境保全ゾーン</p> <p>…本市の豊かな自然のなかでも、特に重点的に保全などの配慮を行う区域です。</p> <p>…海の再生をはじめ、さまざまな環境保全・活用の取り組みを進めるなかで、伊勢志摩圏域を代表する美しい景観や、漁業生産の場を支え、観光・交流を促す役割を担っていきます。</p>	自然公園法による国立公園特別地域 上記以外の英虞湾・的矢湾内
<p>森林・環境共生ゾーン</p> <p>…森林の保全を基本とする区域です。</p> <p>…林業生産のみならず、緑豊かなまちの背景として、交流の場としての役割を担います。また、別荘地の有効活用などを通じ、やすらぎある定住の場としての役割も担っていきます。</p>	国立公園特別地域以外の山間・丘陵地
<p>市街地・田園居住ゾーン</p> <p>…周辺の農地・里山と調整しながら、居住や商工業などの都市的利用を図る区域です。</p> <p>…既存の機能集積をもとに、各地域の特性に応じた計画的な宅地化などを進めるなかで、快適・利便な定住の場としての役割を担っていきます。</p>	平坦地を中心とした住宅などの集積地（一部農地含む）

将来都市構造図



第3章 土地利用計画



3 - 1 土地利用の基本方針

(基本方針)

国立公園の自然の保全およびこれとの共生を前提とした土地利用を進めます

国立公園に含まれ、市域の大部分が森林・丘陵地で占められている本市では、はじめに「自然環境の保全」があって、それから開発を考えることを土地利用の原則とします。

土地利用の配置に関しては、保全と活用・開発のバランスの取れた秩序ある土地利用が実現できるよう、本市では、「自然型」と「都市型」の土地利用ゾーンを明確化します。

また、海と山に囲まれ平坦な土地が少ない地形特性や、自然を活かした志摩らしい土地利用の実現などを考慮したなかで、地域の状況に応じ、保全と活用を適切に進める「共生型」の土地利用ゾーンを導入します。

(基本方針)

駅周辺などの既成市街地を有効に活用し、街なか居住を進めます

市内には、既にインフラ投資がされ、さまざまな都市機能が集積する市街地が各地域で形成されています。各地域の生活支援や、非効率な公共投資の拡散抑制などを図る上では、「既成の市街地の有効活用」が重要であり、今後、こうした地区について手を加え、少しずつ快適性や利便性を高めることにより、街なか居住を促進します。

また、その考え方のなかで、市全体としては、鷓方駅周辺を中心に商業・業務地を、その周辺では集合住宅などを含めた複合住宅地を、さらに、その周辺では戸建て主体の専用住宅地というように、段階的な土地利用誘導を図ります。

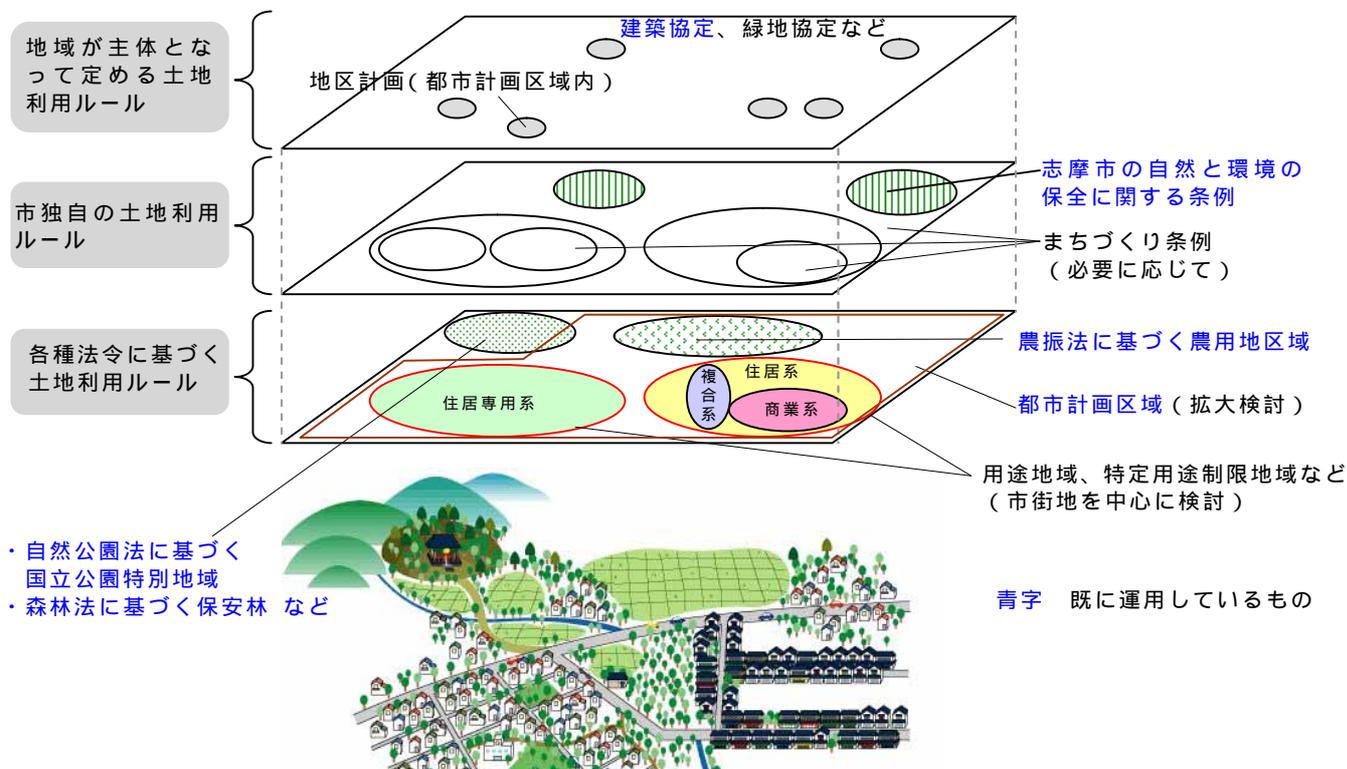
(基本方針)

共通認識を形成し、秩序ある土地利用のためのルールを整備します

土地は限られた資源であるため、公共的な観点により有効利用を図ることが必要です。特に、本市では、都市計画区域に指定されず、都市計画法による開発制限の緩い地域が存在しています。また、都市計画区域内であっても、さまざまな利用の競合が生じ、土地利用の混在による住環境への影響などが考えられる地区があり、公共的な観点から、土地の利用調整をしていくことが重要です。

このため、本市では、土地利用の方向性に関する市民などとの「共通認識」を構築するとともに、これを実現するために、各種法令による現行開発制限を厳格に運用し、また、よりきめ細やかな視点で、都市計画法に基づく用途地域や、全国一律でない市独自・地域独自の土地利用ルールの活用を検討していきます。

図 本市における土地利用コントロールイメージ



3 - 2 土地利用の配置および保全・誘導の方針

駅周辺などを中心とした段階的な都市的土地利用の配置

賑わいのある商業・業務地の形成

駅周辺などを中心として、それぞれの地域生活圏に応じた生活関連機能や交流機能の維持・確保を図ります。特に、鵜方駅周辺は、「商業・業務地」として位置づけ、広域的な圏域を持つ行政施設や、市民のニーズに対応した魅力ある商業施設など、各種サービス機能の集積・更新を図り、土地の高度利用を誘導します。

質の高い暮らしを実感できる住宅地の形成

「商業・業務地」周辺や、支所などを中心とした既成市街地を「街なか居住地」として位置づけます。当該地では、戸建住宅から集合住宅までの多様な居住機能と、地域の身近な商業など、日常生活を支えるさまざまな機能が相互の調和を保って集積する土地利用を誘導します。それ以外の集落・住宅団地などは、「郊外居住・農業地」として位置づけ、戸建て住宅を主体としながら、地域の住環境や営農環境などと調和する集合住宅、生活利便施設が必要に応じて立地する土地利用を誘導します。

志摩市の特性を活かした産業地の形成

港湾および漁港は、「臨港・産業地」として位置づけ、港湾業務、水産業関連機能の高度化を図るとともに、観光と結びついた地域資源活用型の産業育成を図ります。

上記以外の英虞湾・的矢湾内については、穏やかな海域を活かし、真珠養殖などの特徴的な産業利用を図ります。

交通の利便性などを活かした工場適地指定地区では、中小工場の集団化や、自然豊かな本市の特性に十分留意された新しい産業集積を誘導します。

自然的土地利用の
配置

美しく豊かな森林・自然の保全

山間・丘陵地のうち、国立公園特別地域や一団の保安林は、「自然環境地区」として位置づけ、優れた環境をありのまま継承し、あるいは持続可能な林業生産の場として計画的な生産が行われるよう、積極的に保全・管理を図ります。それ以外は、「森林・丘陵地」として位置づけ、山なみや農林業の生産環境を保全するとともに、これと調和した集落環境の維持・形成を図ります。

優良農地の保全

「郊外居住・農業地」や「森林・丘陵地」に分布する、まとまりある農地は、虫食いの農地転用を抑制します。あわせて生産基盤整備を促進し、優良農地として、田園景観を支える緑地などとして、長期的な保全に努めます。

環境と共生する
志摩市らしい土
地利用の配置

大自然の中でレクリエーションを楽しむ観光地の形成

大規模リゾート施設やテーマパークなどの「観光・レクリエーション地区」は、集客・交流の核としてふさわしい機能の維持・確保を促進します。

英虞湾・的矢湾周辺は、「リゾート環境地区」を位置づけます。当該地では、優れた環境の保全や、既存観光・宿泊施設などの有効活用を原則に、リゾート拠点機能強化のための土地利用を一体的・集約的に展開します。

自然景観と生活利便が調和する沿道環境地区の形成

主要な幹線道路の沿道は、「沿道環境地区」を位置づけ、地域特性に応じて、各種施設の立地に対応します。

特に、国道260号・伊勢志摩連絡道路沿道では、良好な自然景観と街なかの機能集積に影響を与えない規模・業態であることを前提に、各地域の自立的な生活や、市内観光を支える施設の立地を許容します。

地域特性に応じた
ルール・都市基盤
の整備

都市計画区域外における計画的な土地利用の実現

現在、都市計画区域外となっている地域では、地形や都市基盤からいって、必ずしも、全域で開発コントロールを行う必要があるとはいえません。しかし、国道 260 号が通る市東部などでは、ある程度の開発余地・潜在力を有し、そのコントロール方策を検討することが考えられます。そのため、こうした地域では、現行の各種法令や条例の厳格な運用に加え、都市計画区域の拡大や準都市計画区域の指定を検討し、無秩序な開発抑制などに努めます。都市計画区域外にあっては、都市計画区域の拡大について国立公園特別地域との整合性に配慮した区域指定を検討します。

土地利用方針に応じた、基本的な土地利用ルールの適用

住環境保全や商業集積の誘導、幹線道路沿道での適正な商業立地などを目指すにあたっては、用途地域などの基本的な土地利用ルールの活用を検討します。特に、他法令による規制が緩く、既に相当の建築密度を有する鵜方駅周辺などでは、開発および人口の動向・見通しも勘案しながら、優先検討に努めます。

きめ細やかな土地利用ルールによる住環境の質の向上

都市基盤が整備済みの地区、将来の建物更新時期に備えて住環境を維持すべき地区、高質な住環境形成が求められる別荘地などでは、地区計画などの活用を促進・支援し、建物の形態・意匠などについて、きめ細やかに誘導します。特に、既に建築協定を活用している地区では、永続的なルールとしての地区計画などへの移行を促進します。

空き地・空き家を管理・活用するための仕組みづくり

利用されない別荘地や、空き地・空き家の発生が顕著な本市では、その適正管理や、地域の特性に応じた資産として活用するための仕組みを検討します。例えば、雑草除去に関する指導・協力体制を構築するほか、空き家バンクを整備のもと、住み替えや、地域のニーズに応じたさまざまな用途への活用を検討・促進します。

老朽化した空き家に関しては、除却し、例えば、住宅密集地では防災広場として、その他の郊外集落や別荘地では、緑地や農園などとして活用することを検討・促進します。

地域の特性や資源を活かした住環境の整備・改善

「街なか居住地」では、インフラ投資に見合った人口集積を図るため、市営住宅ストック・空き家を有効に活用し、民間活力とも連携して多様な住宅供給に努めます。

市全体としては、都市基盤は不十分であるものの、自然や歴史的資源が豊かで、独特の雰囲気をもつ集落が多く存在します。これらについては、特有の集落形態・景観を生かしながら、防災性を高めるための建築ルール、基盤整備を検討します。

“なりわい環境”
としての漁村集落



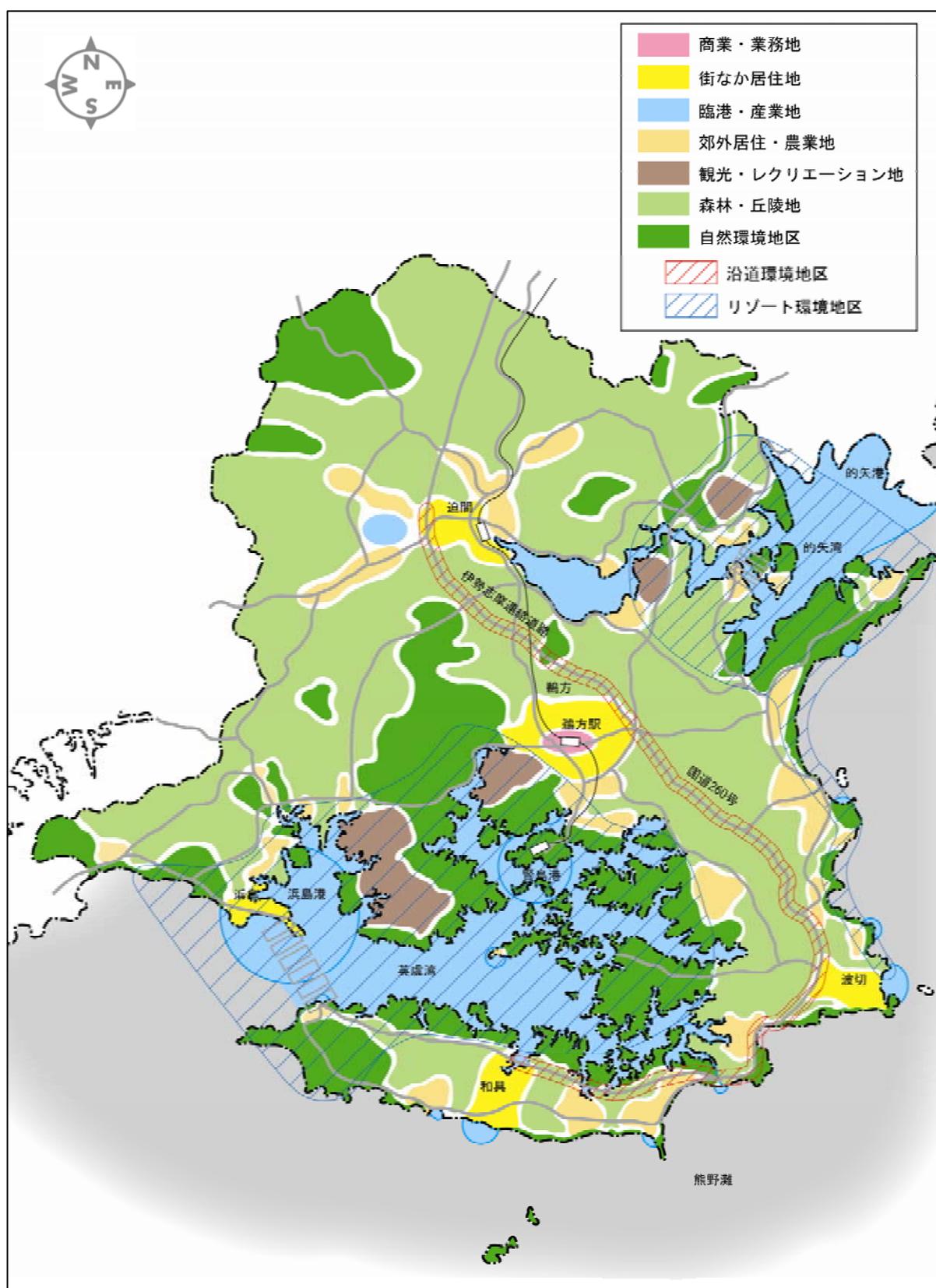
まちづくりに寄与する新たな市街地の整備・誘導

効率的で適正な市街地形成を図るため、新たな住宅地や公共公益施設の整備・誘導にあたっては、「商業・業務地」や「街なか居住地」との一体性に十分留意します。

一定規模以上の開発行爲に対しては、道路や公園、排水施設などの都市基盤が適正に確保され、緑化など周辺環境に調和するよう誘導していきます。

	土地利用区分	配置イメージ	保全・誘導の内容	
都市型 ↑	商業・業務地	鵜方駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な圏域を持つ行政施設、商業施設などの各種サービス機能の集積・更新を図り、土地の高度利用を誘導 	
	街なか居住地	商業・業務地周辺 浜島地区・波切地区・迫間地区・和具地区の既成市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅から集合住宅までの多様な居住機能と、身近な商業など日常生活を支えるさまざまな機能が相互に調和を保って集積する土地利用を誘導 	
	臨港・産業地	港湾（浜島港・賢島港・的矢港） 漁港（8つの市管理漁港、4つの県管理漁港） 英虞湾・的矢湾内 工場適地指定地区	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾・漁港では、港湾業務、水産業関連の機能を高度化。観光面での利用にも配慮 ・湾内では、真珠養殖などの特徴的な産業利用を誘導 ・工場適地では、中小工場の集団化や、志摩の環境特性に留意した産業集積を誘導 	
	郊外居住・農業地	街なか居住地以外の既存集落（一部農地含む） 住宅団地	<ul style="list-style-type: none"> ・低層の住環境保護を基本に、集合住宅や生活利便施設も必要に応じて立地する土地利用を誘導 ・周辺部では、虫食いの農地転用の抑制や、生産基盤の整備により営農環境を保全 	
	観光・レクリエーション地	大規模リゾート施設、テーマパークなどの観光関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・集客・交流の核としてふさわしい機能を維持・確保 	
	森林・丘陵地	自然環境地以外の山間・丘陵地	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい山なみや農林業生産の場としての環境を保全。また、これらと調和した集落環境を維持・形成 	
	自然環境地区	国立公園特別地域 主要な保安林	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた環境・景観の維持などのために、積極的に保全・管理 	
共生型 ↓	沿道環境地区	国道 260 号・伊勢志摩連絡道路沿道周辺 （森林・丘陵地などと重複）	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観や街なかの機能集積に影響を与えないことを前提に、各地域の生活や市内観光を支える施設立地を許容 	
	リゾート環境地区	英虞湾周辺、的矢湾周辺 （自然環境地などと重複）	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた環境の保全、既存施設の有効活用を原則に、リゾート拠点機能強化のための土地利用を一体的・集約的に展開 	

土地利用 主要方針図



第4章 分野別都市整備の方針



4 - 1 道路・交通づくりに関する方針

(基本方針)

自動車交通と公共交通のバランスが取れ、安全で快適な交通環境を整備します

生活や観光の利便性を高めるため、全国に開けた広域的な幹線道路の整備を進めるとともに、これと接続し、市内の各拠点を有機的に結ぶ放射・環状の幹線道路網や、市街地の骨格となる幹線道路の整備を進めます。

一方で、自動車への過度の依存から脱却し、高齢化への対応を進める観点から、バス交通、鉄道交通、海上交通それぞれの利便性向上やネットワーク強化を図るとともに、歩いて暮らせる安全な道づくりを進めます。

さらに、その豊かな環境のなかを、気持ちよく移動したり、立ち止まりじっくり楽しめるよう、個性的な道路空間整備を進めます。

(整備・誘導の方針)

道路交通と公共交通のバランスが取れ、安全で快適な交通環境を整備します

段階的な道路ネットワーク形成
美しく安全な道路環境づくり
公共交通の充実

段階的な道路ネットワーク形成

全国に開けた広域幹線道路の整備

地域高規格道路として計画されている伊勢志摩連絡道路の早期着手を促進します。

鵜方磯部バイパスの早期完了を促進します。

市外では、伊勢志摩連絡道路などから、伊勢湾をまたいで愛知・静岡県に連絡する伊勢湾口道路の具体化を促進します。

伊勢志摩連絡道路



都市内の幹線道路網の整備

都市・地域間の交通円滑化を図るため、主要な国・県道や市道について、地形条件により残っている危険箇所や未改良区間の整備を進めます。

特に、市内の一体性・回遊性を高める、環状の交通軸形成を重視し、県道浜島阿児線などのバイパス整備や拡幅を促進するとともに、海上国道である国道260号について、架橋構想の具体化を関係機関に働きかけます。

また、上記と連携しつつ、きめ細やかに都市骨格を形成するため、県道登茂山公園線をはじめ、環状の交通軸と拠点を結ぶ道路、環状の交通軸の機能を補完する道路について、絞り込みを行いながら計画的に整備を図ります。

生活幹線の整備

幹線道路に囲まれた地域などでは、地域住民の生活幹線となる道路を計画し、整備を図ります。

特に、市街地では、庁舎、病院などの主要施設へのアクセスや、防災空間などとしての役割を担う道路を適切な密度をもって配置します。この際、用途地域などの土地利用ルールとあわせ、都市計画決定も視野に入れます。

美しく安全な道路
環境づくり

美しい景観を守り、活かす幹線道路整備

地域間を結ぶ幹線道路や橋梁は、国立公園の環境・景観との調和に十分留意した構造・形態を確保します。

また、パールロードをはじめ、海・山への優れた眺望が得られる区間では、風致景観を維持するとともに、ビューポイントの整備など、集客・交流への対応を進めます。

パールロード（県道
鳥羽阿児線）沿いの
ビューポイント



安全な生活道路の整備

漁村集落などで多くみられる 4m 未満の狭小道路は、避難路を中心に災害時にも対応できる幅員確保に努めます。

高齢者などの交通弱者の歩行に配慮し、主要な公共公益施設の周辺・アクセス道路を中心として、歩道の確保、バリアフリー化、案内板の充実などに努めます。

市民や来訪者が歩いて楽しめる道づくり

快適な街なか居住や、きめ細やかな市内観光を支えるため、歩行者系道路の充実を図ります。

特に、県道磯部大王自転車道や近畿自然歩道を取り込みながら、歩行空間の連続性を確保するほか、楨垣に囲まれた歴史的な街なみなど、周辺の地域資源と連携し、じっくり楽しみながら歩けるよう工夫に努めます。

公共交通の充実

鉄道交通の利便性向上

近鉄志摩線については、観光と協調・連携した施策展開などを促進し、利用率向上を図ります。

鵜方駅を中心として、駅前広場や駐車・駐輪場の拡充に努め、各種交通の円滑な乗り継ぎ機能を確保します。また、駅周辺の公共公益施設などへの主要な経路について、バリアフリー化を図るなど、高齢者などの移動に配慮しま

す。

賢島駅については、周辺観光との一体性に留意し、駅施設も含めたバリアフリー化などの整備を促進します。

バス交通の利便性向上

民間事業として運行が成り立たない路線については、その重要性を勘案しながら、運営の支援を行います。特に、鵜方駅と地域の生活拠点などを結ぶ路線は、将来都市構造の実現を支える軸として、維持・充実に努めます。

路線の廃止・縮小によって公共交通空白地となることが予想される地域や、生活拠点を中心とした地域生活圏の利便性を確保するため、きめ細やかに循環する自主運行バスなどの運行について検討を行います。

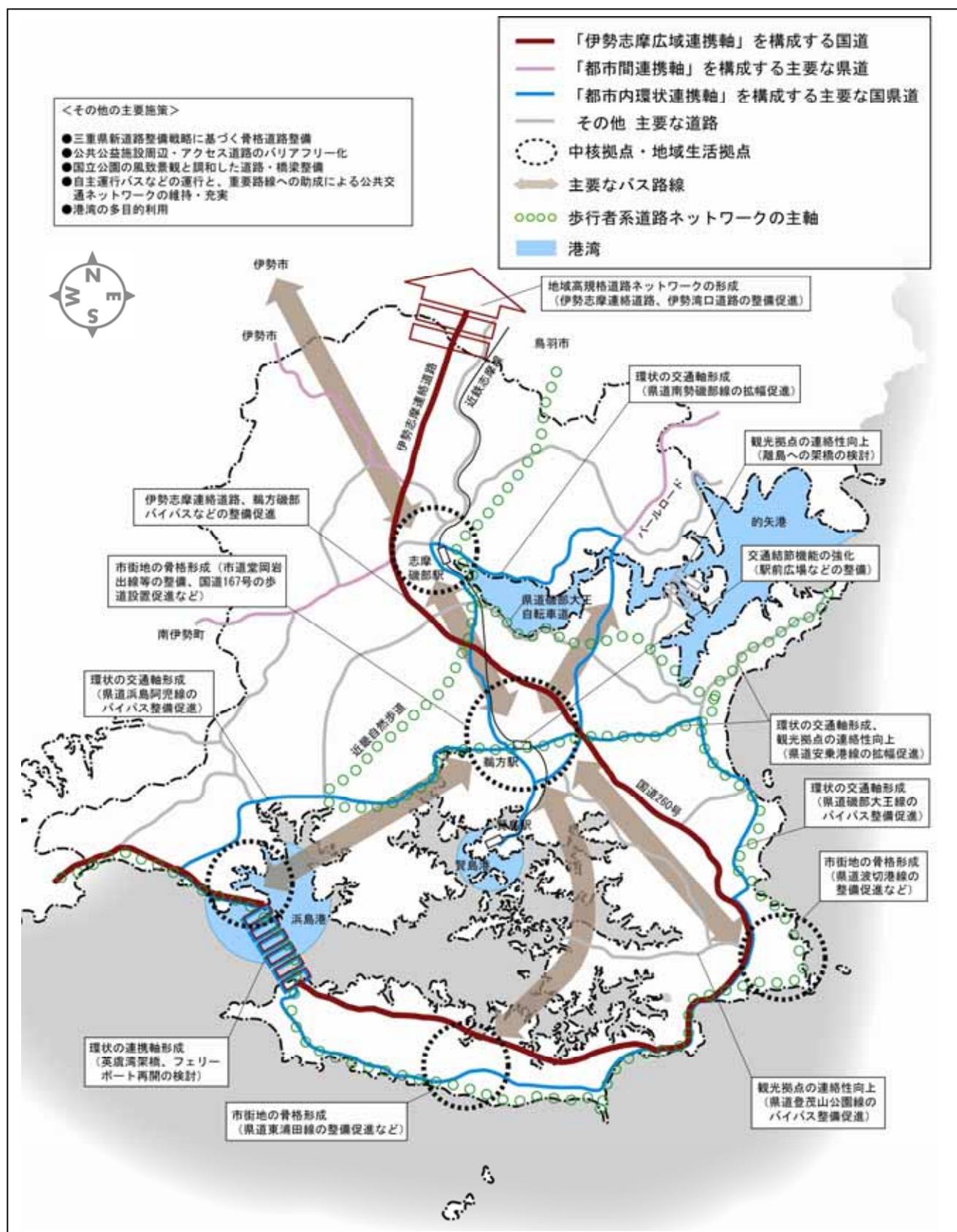
市街地内の主要な停留所や、路線バス・自主運行バスなどの結節点では、上屋・ベンチ・風除けや、駐輪場などの設備の充実に努め、利用促進を図ります。

海上交通の利便性向上

英虞湾・的矢湾では、多様な定期船航路の確保や、フェリーボートの運航再開を関係機関に働きかけ、バス・鉄道との一体的な公共交通ネットワークの充実に努めます。また、長期的には架橋建設を検討します。

浜島港などの港湾では、老朽施設を更新し、物流などの機能維持に努めます。また、産業活動支援や港湾観光巡りなど、多目的な活用に向けて必要な整備を図ります。

道路・交通づくり 主要方針図



4 - 2 水・緑づくりに関する方針

(基本方針)

志摩の財産である自然を守り、^{たからもの}育てながら、潤いある暮らしを整備します

志摩らしさの根幹を成し、志摩の産業(漁業や農業)とつながりのある海・山・川については、各種法令の連携により保全し、健全な姿で後世に継承するとともに、市民や来訪者がそれらを身近に感じ、親しむことができるような空間づくりを進めます。

また、市民の日常生活を支援するため、憩いの場として、災害時には避難地として、さまざまな役割を果たす公園・緑地を計画的に整備・確保します。特に、地域生活圏形成などの視点から、重要な地区において、公園整備や緑化を図り、緑の量的充実に努めるとともに、公園の再整備など、質的充実に向けた取り組みを進めます。

(整備・誘導の方針)

志摩の財産である自然を守り、^{たからもの}育てながら、潤いある暮らしを整備します

海・山・川の環境保全
自然とのふれあいの場づくり
緑豊かな生活空間づくり

海・山・川の環境 優れた自然・生態系の保全

保全

英虞湾、的矢湾、熊野灘沿いを中心とした水と緑の優れた自然環境は、国立公園特別地域としての指定を維持し、積極的な保全を図ります。

市北部から西部にかけての山間地や、的矢湾周辺など、まとまった緑を有し、国立公園特別地域と一体となって保全が求められる地域では、他法令との連携などを通じ、開発行為、建築行為の規制・誘導を図ります。

そのほかの地域、地区に親しまれている特徴的な緑についても、各種法令に基づく規制の強化を検討のもと、積極的な保全を図ります。

伊雑宮の森



管理の行き届いた健全な森づくり

市域の約 55% を占める森林については、土砂流出防止などの公益的機能を高度に発揮させるため、保安林の指定拡大とともに、県による森林ゾーニングを踏まえた適正管理を図ります。

森林の 90% 以上が民有林であることを踏まえ、行政が土地所有者に代わって森林の管理を行うシステム、市民が自然の保全・管理に関わることのできるシステムの整備を検討します。

美しい海の保全・再生

市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、生活排水などの適正処理を進めます。汚水処理にあたっては、市の長期的な財政の見通しを勘案しながら、公共下水道や合併処理浄化槽の面的整備など、各地域の状況に応じた手法を活用し、効率的に取り組みます。

英虞湾・的矢湾では、「英虞湾再生プロジェクト」などの成果を活用し、多様な主体の連携のもとに、自然浄化機能を有する人工干潟・藻場の造成や、海底の汚泥の浚渫を進めます。

自然とのふれあいの場づくり

海辺・水辺を活かした憩いの場づくり

津波・高潮などの防護対策と調整しながら、アカウミガメ産卵地であるあづり浜など、自然性の高い海岸線の保全・再生を図ります。また、本市の海との関わりを尊重し、

海に近づき、親しめる護岸整備や園地整備を図ります。
主要な河川は、それぞれの状況に応じ、憩いの場としての活用を図ります。特に、環境軸としての前川や磯部川などでは、親水空間整備や、自然・生態系の保全に配慮した川づくりを促進します。

豊かな緑、自然景観を活かした憩いの場づくり

国立公園の環境保護と適正利用の観点から、国の管理計画に基づく着実な事業展開を促進します。特に、横山や、ともやま公園は、伊勢志摩国立公園全体の利用拠点として、総合的な整備・活用を促進します。

その他の地域についても、眺望の良い場所の有効活用や、植樹、遊歩道などの必要最小限の環境整備を図り、憩いの場の充実に努めます。特に、賢島では、駅や観光施設などとの一体性に留意した整備を図ります。

緑豊かな生活空間づくり

広域的な利用に対応した公園の整備

阿児ふるさと公園は、週末レクリエーションに対応した機能に加え、防災拠点としての機能も備えた本市の基幹的な公園として整備・拡充を図ります。

阿児ふるさと公園を含め、各地域の基幹的な公園については、それぞれの機能・役割分担を明確化し、そのなかで必要な整備を検討します。

阿児ふるさと公園



身近な生活圏における緑の充実

日常生活に密着した公園に関しては、地域生活圏それぞれで、地域の顔となるような公園の確保を目標としながら、街なか居住を進める市街地や、防災上問題のある漁村集落などでの重点的な整備・確保に努めます。

公園・広場の整備にあたっては、新たな公共公益施設の整備や、地区計画などの各種基盤施策との連携を図るとともに、空き地や老朽住宅除却跡地などの活用による柔軟な対応を視野に入れていきます。

国立公園としての風致景観を維持できるよう、緑地協定などの市民主体の緑のまちづくりを促進するとともに、屋上緑化や壁面緑化の支援、一定規模以上の開発行為における植栽義務づけなどを検討し、民有地の緑化を進めます。

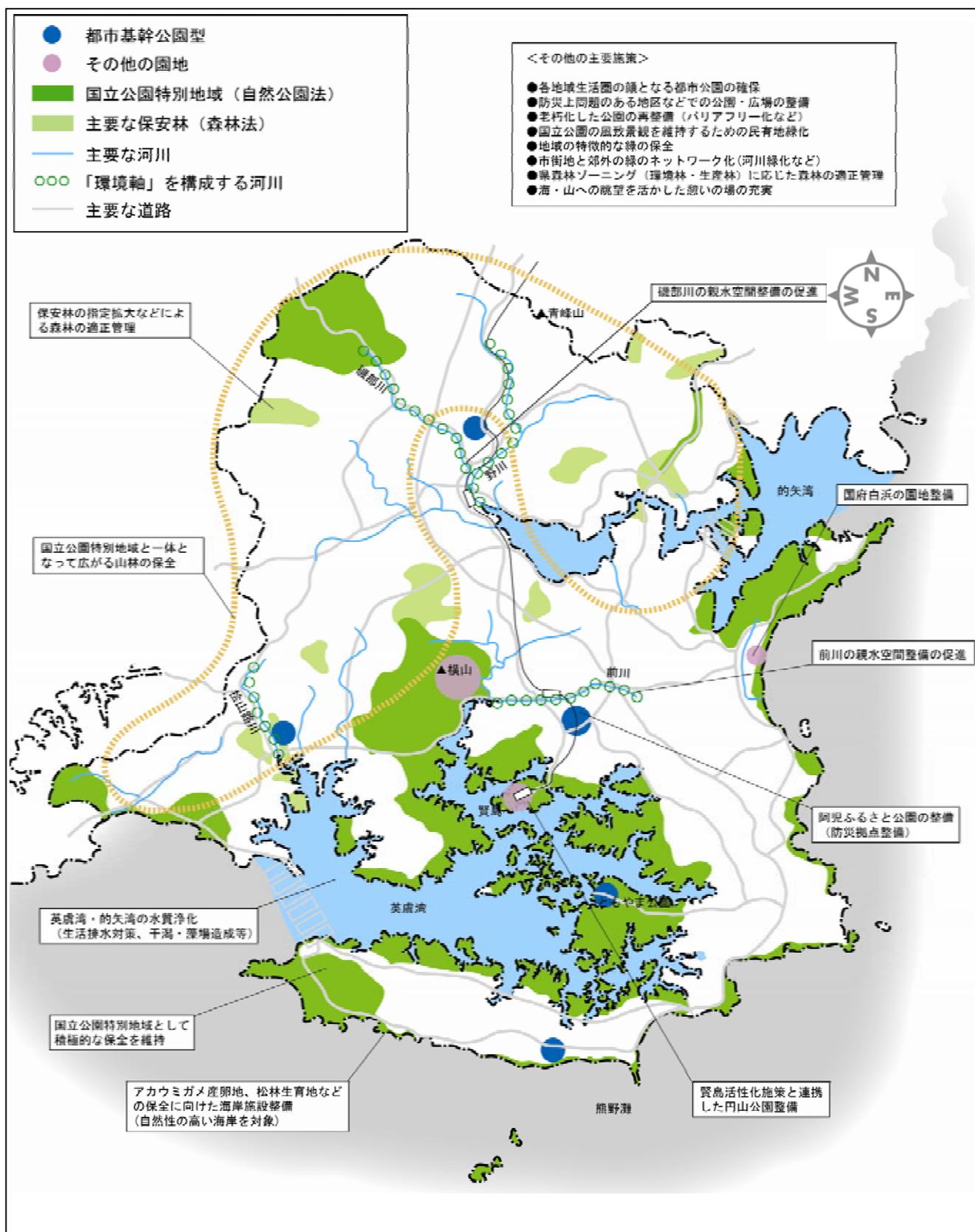
郊外の豊かな緑が環境的、景観的にも市街地に連続するよう、河川や幹線道路沿道などの緑化を進めます。

緑の質的充実

老朽化した公園・広場は、利用者のニーズに加え、高齢化への対応や、災害時の避難生活の場としての活用にも留意しながら、必要に応じて再整備を図ります。

地域の緑は、地域が考え、守り育てていけるよう、公園整備における市民参加機会を増進するとともに、公園管理活動に対して支援を行うなど、協働の取り組みを進めます。

水・緑づくり 主要方針図



4 - 3 快適なまちづくりに関する方針

(基本方針)

合併した市として、また、広域的な視点から効率的な都市施設を整備し、快適な環境を創造します。

効率的な都市施設の整備に努め、快適な市民生活を営むことのできるまちづくりを推進します。

快適な市民生活を支える都市施設として、ごみ処理施設、下水道・合併処理浄化槽、火葬場の整備を推進します。

(整備・誘導の方針)

合併した市として、また、広域的な視点から効率的な都市施設を整備し、快適な環境を創造します

広域的な視点でのごみ処理施設の整備
下水道の整備並びに合併処理浄化槽の普及
新たな火葬場の整備

広域的な視点でのごみ処理施設整備

効果的、効率的なごみ処理を推進するため、広域圏（本市、鳥羽市、南伊勢町）において新たなごみ処理施設の整備を推進します。

下水道の整備並びに合併処理浄化槽の普及

下水道整備地区においては、下水道への接続を促すとともに、未整備の地域においては、費用対効果を考慮し、合併処理浄化槽の整備と合わせて望ましい生活排水処理体制を構築します。

新たな火葬場の整備

既設の「斎場あご」の立地環境の変化、老朽化に対応して、適切な場所に新たな火葬場を整備します。

4 - 4 災害に強いまちづくりに関する方針

(基本方針)

大規模災害に備え、“減災”も重視した安全・安心の環境を整備します

自然災害が危惧される地形条件などを踏まえ、豊かな自然を生かしつつ、災害に強い都市づくりを推進します。

特に、本市では、東海地震・東南海地震などが起こす揺れや津波により大きな被害の発生が予想されるため、「減災」の考え方を重視し、施設整備のハード対策と、災害危険箇所における開発規制、観光客の避難体制整備といったソフト対策の連携・一体化を推進します。

なお、熊野灘沿岸を中心とした地域には、木造住宅密集地が多く分布しており、大規模地震が発生した場合、住宅の倒壊や、同時発生する火事による延焼の拡大、避難・消防活動の困難さ、さらには津波の襲来から、特に大きな被害の発生が予想されます。このため、漁村特有の集落形態・風景の保全にも充分留意しながら、重点的な取り組みを推進します。

(整備・誘導の方針)

大規模災害に備え、“減災”も重視した安全・安心の環境を整備します

災害に強い都市基盤の整備
土地利用対策の充実
木造住宅密集地の防災性向上
推進体制の整備

災害に強い都市基盤の整備 防災活動拠点の整備

広域避難地などの拠点機能を有する都市公園として、阿児ふるさと公園などの整備・充実を図ります。

各地域では、津波襲来を想定し高台に位置する広場を整備したり、既存の公園で防災設備の整備を検討するなど、身近な避難地としての公園・広場の充実を図ります。市庁舎や医療施設をはじめ、避難・救護・管理などの防災上重要な役割を果たす公共公益施設は、緊急性の高いものから耐震補強などの対策を推進します。

沿岸周辺に位置する公共公益施設については、耐震化を十分に行い、高台などへの避難が困難になった場合の津波避難ビルとして活用を図ります。

なお、沿岸周辺について、公共公益施設や高台などが無い場合は、民間施設を津波避難ビルとして指定するほか、津波避難タワーの整備を検討し、大津波に備えます。

浜島港、波切漁港などの主要な港湾・漁港は、震災時における海上輸送拠点として活用・相互連携を図るとともに、後背地などの状況に応じ、避難緑地の整備を検討します。

防災公園のイメージ



津波避難タワー（国府地区）

災害に強い都市施設の整備

県指定の緊急輸送道路とも連携しながら、庁舎、特急停車駅、浜島港、県立志摩病院など、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワークを構築します。

これを構成する道路・橋梁では、重点的に耐震補強を図るとともに、沿道建築物について、耐震化や、防火地域指定検討などとあわせた耐火を促進します。

上水道、下水道などのライフラインについても、災害発生時にその機能が維持されるよう、例えば、離島において、断水の影響を最小限にするための給水拠点施設を整備するなど、代替性・耐震性の確保に努めます。

水害・土砂災害防止事業の実施

洪水被害を防止するため、市街地に近接し、浸水実績があるなど重要度・緊急度の高い桧山路川の河川改修整備を促進し、磯部川、前川などについては河川改修整備を要望していきます。

あわせて、磯部都市下水路の整備を推進するほか、準用河川・その他水路について、整備計画を策定のもと順次整備を図るなど、流域全体の対策に努めます。

海岸部では、大津波の襲来を想定し、木造住宅密集地周辺などについて堤防・護岸の重点整備を促進するほか、自然防災力を有する海岸林の保全・育成に努めます。

土砂災害に関しては、危険な急傾斜地などの増加抑制を図りながら、市街地周辺を中心に各種対策事業を促進します。

改修済み
の桧山路川
(下流)



土地利用対策の
充実

浸水被害の軽減

津波による被害想定区域を明確化し、市民への周知徹底を図ります。危険性の高い地域では、必要に応じて、被害軽減に資する嵩上げの建築ルールなどを検討します。

主要河川を中心に浸水想定区域を明確化し、情報発信を図ります。あわせて、上流域の森林整備や、開発の際の防災措置の義務づけ検討など、流域全体での雨水流出抑制対策に努めます。

土砂災害の軽減

市街地の多くは丘陵地内に形成され、危険な急傾斜地もみられるため、これらについて無秩序な開発を抑制します。山間・丘陵地が多い地形特性を踏まえ、市全体として、土砂災害対策を強化します。特に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域などの指定を検討し、市民への周知徹底を図ることで、危険箇所の増加を抑制します。

木造住宅密集地の 防災性向上

老朽住宅の更新・除却

波切地区をはじめ、都市計画区域内の木造住宅密集地では、接道義務や狭小敷地ゆえに、建替えが困難となっている状況も想定されるため、接道などの建築ルールの緩和を検討し、老朽住宅の建替えを促進します。

安乗地区をはじめ、都市計画区域外の木造住宅密集地では、接道・建築形態のルールが無く、密集化が改善されないまま建替えが進む可能性があります。このため、都市計画区域再編などとあわせて接道などの建築ルール適用を検討し、防災性が確保された建替えを促進します。これらの地域には、老朽化した空き家も多いことから、危険な空き家の撤去を働きかけるとともに、除却に対する各種支援や、防災広場としての活用を検討します。

以上の取り組みにおいては、建物の高さなどのルールをあわせて検討するなど、漁村特有の景観保全にも努めます。

木造住宅密集地
(安乗地区)



避難路・避難地の確保

避難路指定の無い住宅密集地が多いため、市民参画により、安全・円滑に避難できる経路を明確化します。

主要な避難路の沿道では、重点的な建物更新を促進し、あわせて道路拡幅に努めます。ブロック塀などを設置しないルールについても検討を行います。

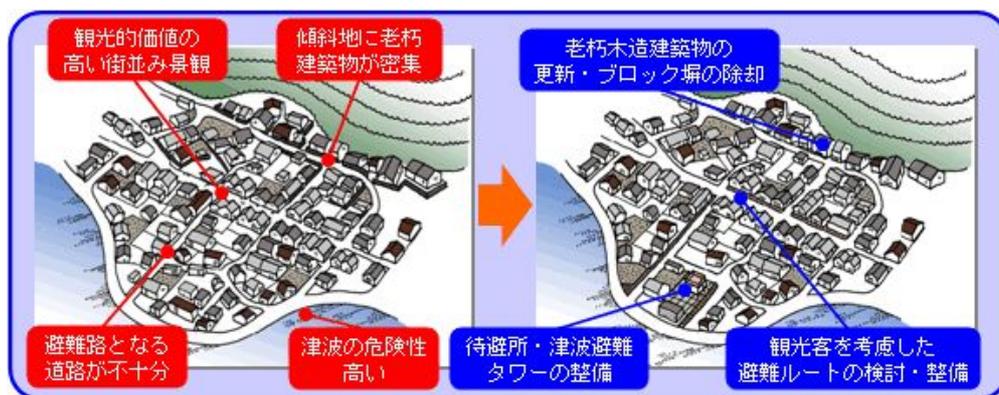
さらに、市内の住宅密集地は、地形的な問題から、急な階段や坂道、曲がりくねった道路が多いため、避難路となる階段・坂道での手すりの設置や、避難誘導板の設置など、避難要援護者や観光客にやさしい環境整備を推進します。避難地に関しては、広い空き地などの活用による充実を検討します。また、津波襲来の危険性を考慮し、身近な高台の活用による対応を検討します。

木造住宅密集地（密集市街地）の箇所数

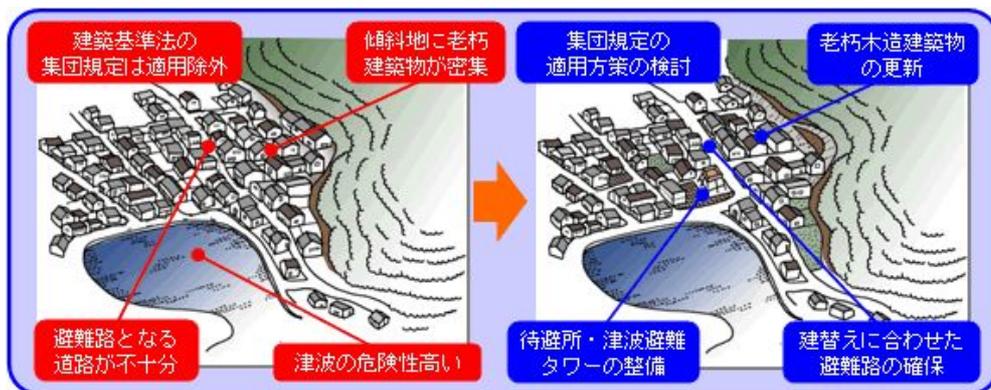
	中心市街地型	周辺市街地型	観光市街地型	沿岸観光市街地型	農村集落型	漁村集落型	都計外漁村集落型	離島型
本市	0	0	0	0	0	6	4	0

資料：三重県密集市街地整備基本方針

漁村集落型の対策イメージ



都計外漁村集落型の対策イメージ



資料：三重県密集市街地整備基本方針

推進体制の整備

地域防災力の強化

各種災害ハザードマップなど、わかりやすい防災情報の早期整備を図り、これを活かした啓発活動を推進します。そのなかで、耐震化の必要性も普及啓発し、耐震改修促進計画などに基づく個人住宅の耐震化を促進します。このほか、タウンウォッチングなどを通じた地域避難計画の作成や、災害図上訓練の企画をはじめ、地域主体の防災まちづくり活動を促進・支援します。

観光客対策の強化

観光客を的確・迅速に避難誘導できるよう、観光事業者などとの連携のもと、観光・交流拠点における広報活動や避難場所の確保などの対策を図ります。

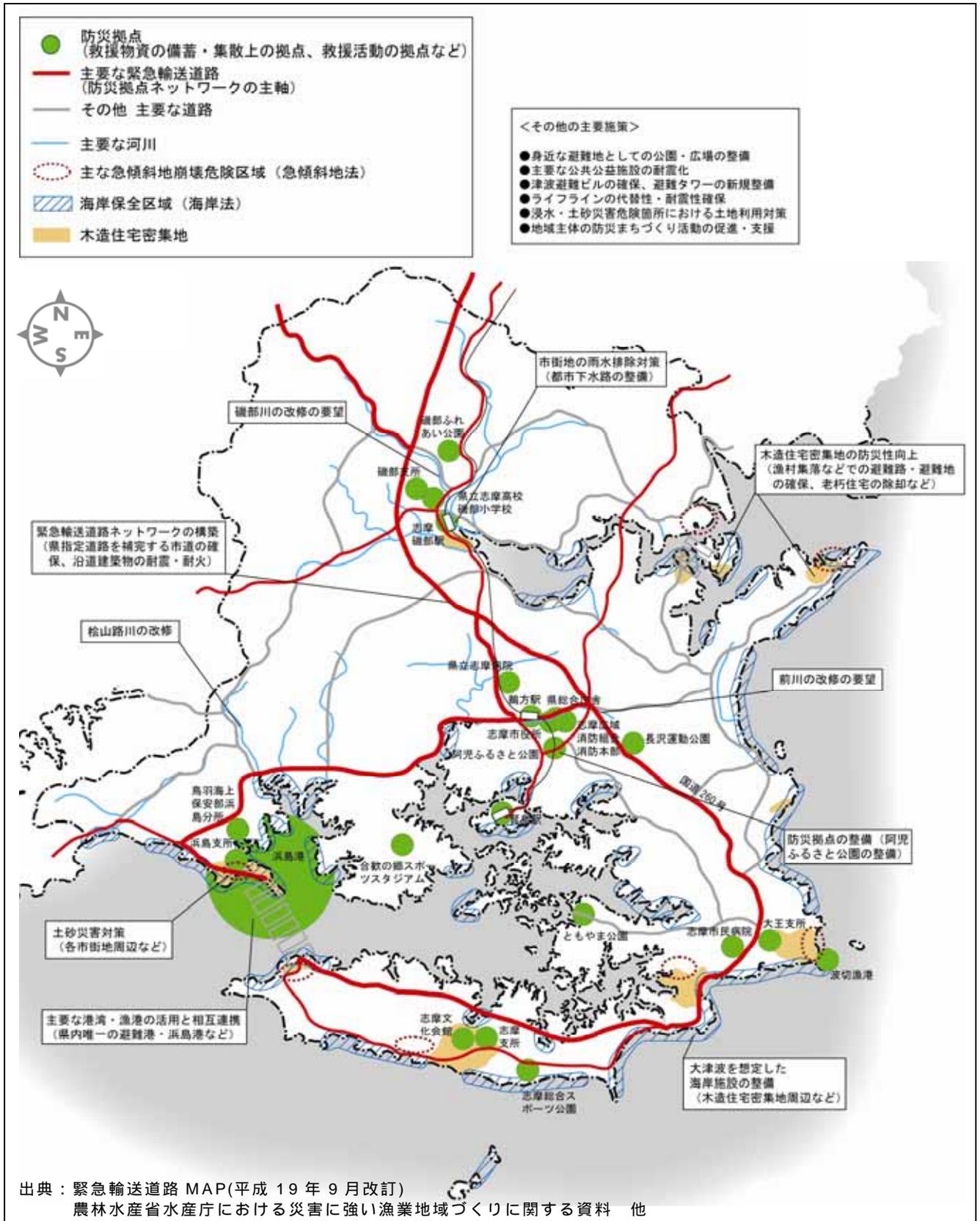
避難誘導を図る環境として、避難地については、観光データなどを活用しながら、適切な規模・数量の確保に努めます。また、避難路については、できるかぎり観光ルートとの連動を図り、避難誘導板についても観光案内板との一体的な整備に努めます。

津波被害が想定される沿岸部では、サーファー参画による津波避難訓練をはじめ、国府白浜海岸の取り組みをモデルとしながら、海岸利用者の防災意識の向上や、避難対策改善の取り組みを推進します。

国府地区における
観光客向けの避難
誘導板



災害に強いまちづくり 主要方針図



4 - 5 街なみ・景観づくりに関する方針

(基本方針)

「癒し、やすらぎ」を基本に、風光明媚さや、地域色豊かな景観資源を守り育てます

本市では、英虞湾・的矢湾を中心とした優れた自然環境や、漁業などの生活文化が反映された“なりわい環境”、多くの人が集い利用する市街地などが長い年月のなかで積み重なり、現在の景観を構成しています。

こうしたなか、将来の景観づくりとしては、志摩市らしさをより表現することに留意します。特に、市民や来訪者の心を癒す美しい景観づくりを基本に、自然、歴史・文化の守るべき景観と、都市整備の一環として新たに創造する都市景観とが調和した景観づくりを推進します。

なお、景観行政を取り巻く動きとしては、平成16年に景観緑三法が施行され、三重県ではこれに基づく景観計画を策定するなど、活発化しており、本市としても、こうした仕組みに留意しながら、戦略的・積極的に取り組んでいきます。

(整備・誘導の方針)

「癒し、やすらぎ」を基本に、風光明媚さや、地域色豊かな景観資源を守り育てます

美しい自然的景観の保全
賑わい、落ち着きのある都市的景観の形成
歴史・文化的な景観の保全
戦略的・積極的な景観づくり

美しい自然的景観の保全

海辺・川辺景観の保全

英虞湾・的矢湾を中心とした地域では、複雑に入り組んだ海岸線や、海岸線間近に迫った緑濃い山々、波間に浮かんだ離島や養殖いかだなどが相まって、風光明媚で独特な景観が形成されています。これは本市のシンボル景観として位置づけ、自然などの一体的・積極的な保全を図ります。熊野灘沿岸では、湾内と異なる荒々しい海岸段丘の景観、あるいは白い砂浜と緑の松林が続く景観が維持・形成されるよう、自然海岸の保全・回復を図ります。

河川については、自然豊かで、市民が親しむことのできる水辺景観を創出します。

英虞湾の
養殖風景



山なみ・田園景観の保全

市北部から西部にかけての山間地は、まちの背景となる遠景として、山林・斜面林を保全するとともに、四季折々に楽しめる美しい景観づくりに努めます。

まとまりある農地では、虫食いの防止や適正管理を通じ、田園景観と背景の山なみへの眺望を保全します。

眺望景観の保全・活用

志摩半島を一望できる横山をはじめ、美しい眺めを楽しめる場所・対象が多くあることは、本市の大きな魅力となっています。

今後も、眺望対象となる景観資源の保全を図るとともに、幹線道路網の構築や、地域のまちづくりとあわせて、眺望場所の充実を図り、集客・交流に活用します。

賑わい、落ち着きのある都市的景観の形成

まちの顔としての個性的な市街地景観づくり

鵜方駅などの主要な駅前空間では、駅前広場整備などにあわせて、まちの玄関口にふさわしい、本市をイメージできるような修景整備を図ります。

あわせて、駅を利用する人が周辺観光や生活利便を満たす場に行きたい、行きやすい空間づくり、動線整備を図ります。

海や港湾・漁港との関わりが強い市街地では、漁師町・港町としての独特の集落形態や、漁具などの海の景観資源を活かしながら、どこか懐かしさが残り、散策したくなるような空間づくり、動線整備を図ります。

落ち着きと潤いのある住宅地景観づくり

市全体として国立公園の風致景観を維持するため、民有地や、地域の核となる公共公益施設などの緑化を進めます。また、市街地内・周辺を流れる河川や、社寺、市街地に迫る丘陵地などの自然資源を取り込みながら、潤いのある市街地景観を形成します。

都市基盤が整備済み地区や計画地区では、地区計画などの活用による良好な街なみの保全・創出を誘導します。

緑豊かな住宅地
(鵜方地区)



美しく、観光客のもてなしに対応した沿道景観づくり

パールロードや国道260号など、都市間、都市拠点間を結ぶ主要な幹線道路のうち、海・山への優れた眺望が得られる区間などでは、屋外広告物規制の厳格な運用と順次拡大を図り、風致景観を積極的に保全します。

また、道路整備にあわせて、街路樹による緑の連続性確保や、志摩市らしくわかりやすい案内板の設置を図るなど、もてなしに対応した修景整備を図ります。

自然と調和した観光・リゾート景観、産業景観づくり

英虞湾・的矢湾周辺を中心に分布する拠点的な観光施設、宿泊施設などについては、周辺の自然との調和を誘導するとともに、湾それぞれの観光・リゾートのイメージ強化に寄与する景観づくりを誘導します。

こうした地域に広く分布する別荘についても、雑草除去などの適正管理を促進し、清潔、清涼といった観光地に好まれる要素の維持に努めます。また、周辺の山なみと調和した色彩・形態を誘導し、主要な幹線道路などからの良好な眺望景観・遠景の確保に努めます。

大規模な商工業施設については、敷地内の緑化を促進し、潤いある産業拠点としての景観形成を図ります。

的矢湾周辺の
観光施設



歴史・文化的な景 観の保全

特徴的な街なみの保全

波切地区など、漁村集落の一部では、急傾斜地に石垣を積んだ民家が建ち並ぶ、独特の景観が残されています。これらは、海への眺望とともに積極的に保全・活用し、観光客にとっても魅力のある空間形成を図ります。

山間・丘陵地では、周辺の緑と調和した集落が点在しています。なかには、敷地を槇の生垣で囲んだ国府地区の集落や、塀・垣として大きな自然石を積んだ五知地区の集落など、特徴的な集落もあり、こうした地域の伝統・文化が垣間みれる集落景観の保全を図ります。

高い槇で囲まれた
美しい街なみ
(国府地区)



多彩な文化財の保全・活用

伊勢志摩圏域全体として、伊勢神宮とともに育まれてきた歴史・伝統文化にふさわしい景観づくりを行うため、本市としては、伊雑宮や磯部道などを保全・活用します。

そのほかにも、市内には、国分寺、天の岩戸、深谷水道をはじめ、地域の景観を特徴づける文化財が数多く存在しており、これらの保存と、地域づくりへの活用を進めます。

戦略的・積極的な
景観づくり

地域独自のルールづくり

景観上重要な自然環境の保全や、街なみの保全などにあたっては、各種法令による土地利用規制を遵守し、必要に応じ、地域独自のルールを定めます。

特に、地域の景観特性に応じたきめ細やかな景観づくりを進めるため、景観法に基づく市独自の景観計画を策定し、重点的に景観づくりを進める地域について、規制・誘導の強化を図ります。

街なみ・景観づくり 主要方針図

